

# かつやま市民のひろば利用基準

「かつやま市民のひろば」は、勝山市内（以下「市内」という。）の個人や団体・グループ等の自主的な活動を支援するため、勝山市民（以下「市民」という。）に向けて情報発信を行う場として、勝山市（以下「市」という。）が開設し、管理します。

利用にあたっては、公共性・公平性をたもつため下記のとおり利用基準を設けます。

なお、「かつやま市民のひろば」を利用した場合は、この利用基準に同意したものとみなされます。

## 1 情報発信できるもの

「かつやま市民のひろば」の分類は（１）～（３）とし、分類ごとに発信できる情報はそれぞれ次に掲げるとおりとします。

### （１）フォトギャラリー

#### ① かつやま風景フォト（＃かつやま風景）

市内で撮影した自然風景や観光名所等の写真を投稿することができます。

#### ② かつやまキラリフォト（＃かつやまキラリ）

市民がスポーツ及び文化等の大会出場や入賞、趣味で頑張っていること等キラリと光る写真を投稿することができます。

#### ③ かつやま ECO フォト（＃かつやま ECO）

「世界でもっともクリーンな都市」ランキング9位にも選ばれたエコ環境都市勝山でエコな活動をしている写真を投稿することができます。

### （２）イベント情報

市内で活動する個人や団体・グループ等が行う行事・イベント（市内全域を対象とするもの）のお知らせ情報を掲載することができます。

### （３）なかまを募集

市内で活動する個人や団体・グループが自らの会員・仲間等の募集情報を掲載することができます。なお、募集情報は年度毎に更新し、その都度申請することとします。

## 2 情報発信できる個人や団体・グループ等

分類ごとに情報発信ができる個人や団体・グループ等は、次に掲げるとおりとし、市が承認したものに限ります。

### （１）フォトギャラリー

どなたでも。ただし、投稿者本人が撮影した写真に限ります。

### （２）イベント情報及び（３）なかまを募集

市内で活動する個人及び主に市民で構成され、市内で活動する団体・サークルで次に掲げるものとします。

① 市長が認定する社会福祉・保健関係団体及び教育委員会が認定する社会教育関係団体

② NPO法人、ボランティア団体

③ 区、自治会その他の地縁による団体

④ スポーツや文化等を通じて、青少年の健全育成を目的として活動している団体

⑤ その他市が特に認める団体

## 3 情報発信できないもの

（１）営利（間接的なものを含む）を目的とするもの。

（２）宗教的・政治的活動を目的としたもの、および関連のあるもの。（連想させるものを含む）

- (3) 特定の法人が行う会員募集やイベントの告知
- (4) 売名行為を目的としたもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 閲覧者の判断に誤誘・錯誤を与える恐れのあるもの
- (7) 他者を侮辱する又は不敬な言い方を含むもの
- (8) SNS からの投稿は、アカウントが非公開のもの並びにハッシュタグ（#）及びメンション（@）がついていないもの
- (9) 市または市民に関わりがないもの
- (10) その他、掲載が適切でないと市が判断したもの

## 4 情報発信の方法

### (1) フォトギャラリー

市公式 SNS（Facebook 「勝山市役所 PR 室」、Instagram 「katsuyama\_official」、Twitter 「チャマゴンのつぶやき」）または市ホームページにある専用投稿フォームを用いて投稿してください。

《市公式 SNS から投稿する場合の流れ》

- ①市公式 SNS をフォローする
- ②コメント欄に、撮影場所、テーマなどを記入
- ③コメント欄に「#かつやま風景」「#かつやまキラリ」「#かつやま ECO」のいずれかの#（ハッシュタグ）と市公式 SNS の各 ID を用いた@（メンション）の両方をつけて投稿

※投稿写真やコメント等は、ホームページ等への掲載にあたり、見やすさを優先した加工、変更等を行うことがあります

※投稿された写真は市ホームページにある「かつやま市民時計（勝山市フォト×時計）」や市の発行物等に使用させていただく場合があります

※被写体に係る肖像権や知的財産権等について、第三者の許諾等が必要となる場合には、投稿者の責任において、この承諾等を得るものとします。これに反した場合のトラブル等は、市では責任を負いかねます

※投稿された写真や情報が反映されるまでに時間がかかる場合や掲載できない場合があります

### (2) イベント情報及び(3) なかまを募集

市ホームページにある専用投稿フォームを用いて投稿してください。

## 5 掲載情報の削除

分類に掲載された情報（以下「掲載情報」という。）の内容が次の項目に該当すると判断した場合は、情報提供者に断りなく、掲載情報の全部または一部を削除することがあります。

- (1) 掲載できない項目に違反することとなった掲載情報またはそのおそれがあると認められる掲載情報
- (2) 掲載目的の期日に到達した掲載情報

## 6 免責

投稿写真や情報などについて、利用者または第三者が被った損害については市は一切の責任を負わないものとします。

## 7 その他

この基準に定めるものの他、必要な事項は、市が別に定めるものとします。